

運 航 基 準

令和2年3月12日（届出）

令和5年1月10日（変更（第1条～第4条、別表））

令和5年4月25日（変更（第2条～第4条、第8条、別表））

令和5年5月26日（変更（別表））

令和5年7月19日（変更（別表））

令和5年10月2日（変更（第8条、別表））

令和6年6月10日（変更（第8条））

令和6年9月13日（変更（別表））

令和6年11月15日（変更（別表））

株式会社マルトヨ渡島土木

目 次

第1章	目 的
第2章	運航の可否判断
第3章	船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、別表に定める航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 8m/s以上 波高 1m(0.5m)以上(以下、波高の括弧内の数値は使用船舶中「東重6号」及び「マルトヨ1号」の数値を示す) 視程 500m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 8m/s以上	波高 1m(0.5m)以上
-----------	---------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪
8m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1m(0.5m)以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地点への航行の継続を中止し、反転又は避泊の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的地点への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 8m/s以上	波高 1m(0.5m)以上
-----------	---------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 500m以下

(着岸の可否判断)

第4条 船長は、岸壁付近の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着岸を中止し、適宜の海域での待機、着岸岸壁の変更その他の適切な措置をとらなければならない。

風速 8m/s以上 波高 1m(0.5m)以上 視程 500m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者(船長)は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記

載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
 - (2) 地形、水深、潮流等から、航行上、特に留意すべき箇所
 - (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。
- 3 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図等に記入して航海の参考に資するものとする。
- (基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

(第八近海号)

速力区分	速力(ノット)	毎分機関回転数
最微速	5ノット	600rpm
微速	7ノット	800rpm
半速	11ノット	1200rpm
内全速	21ノット	2100rpm
航海速力	18ノット	1800rpm

(第二十八明神丸)

速力区分	速力(ノット)	毎分機関回転数
最微速	2ノット	400rpm
微速	3ノット	500rpm
半速	5ノット	700rpm
内全速	10ノット	1280rpm
航海速力	9ノット	1100rpm

(東亜6号)

速力区分	速力(ノット)	毎分機関回転数
最微速	4ノット	1000rpm
微速	5ノット	2000rpm
半速	6ノット	3000rpm
内全速	13ノット	5500rpm
航海速力	12ノット	5000rpm

(マルトヨ1号)

速力区分	速力(ノット)	毎分機関回転数
最微速	3ノット	1200rpm
微速	4ノット	2500rpm
半速	5ノット	3500rpm
内全速	11ノット	6000rpm
航海速力	10ノット	5500rpm

(東亜五号)

速力区分	速力(ノット)	毎分機関回転数
最微速	2ノット	800rpm
微速	4ノット	1200rpm
半速	6ノット	2000rpm
内全速	10ノット	2910rpm
航海速力	9ノット	2800rpm

(第八大東丸)

速力区分	速力(ノット)	毎分機関回転数
最微速	2ノット	700rpm
微速	4ノット	900rpm
半速	6ノット	1200rpm
内全速	10ノット	2000rpm
航海速力	9ノット	1800rpm

船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

(通常連絡等)

第9条 船長は、基準経路上の中間地点を通過したときは、安全統括管理者あて次の事項を連絡しなければならない。

(2) 連絡事項

- ① 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 安全統括管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第10条 船長は、入港10分前となったときは安全統括管理者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 松前連絡所の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた安全統括管理者又は松前連絡所は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
- (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理補助者との連絡は、携帯電話又はワイドスターによる。

(機器点検)

第12条 船長は着岸200m等岸壁付近の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、操舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第13条 運航管理者(船長)は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌等に記録するものとする。

別表 航路

番号	航路名
航路1	函館港内航路
航路2	函館港・函館市住吉町沖合間航路
航路3	函館港・函館市湯浜町沖合間航路
航路4	松前港・大島漁港間航路
航路5	松前港・小島漁港間航路
航路6	大島漁港航路
航路7	瀬棚港湾航路
航路8	涌元漁港・小谷石漁港沖合間航路
航路9	福島漁港内航路
航路10	砂原漁港内航路
航路11	静狩漁港内航路
航路12	大潤漁港・日浦沖合間航路
航路13	大潤漁港・女那川沖合間航路
航路14	大潤(木古内)漁港・札苧沖合間航路
航路15	福島漁港・福島漁港沖合間航路
航路16	釜谷漁港・釜谷沖合間航路
航路17	鹿部漁港・鹿部沖合間航路